

第2回男女共同参画審議会 会議概要

1 開催日時・場所

平成30年12月12日(水) 10時00分～12時00分

県庁北新館5階5-A会議室

2 出席委員(五十音順、敬称略)

伊藤公雄、井上みゆき、大杉真由美、川口章、小山英則、立石豊、
塚本利幸、堀裕子、本田智見、宮本一幸、八崎奈央斗、山崎いずみ

3 議題

(1) 平成29年度年次報告について

資料1 滋賀の男女共同参画(平成29年度年次報告)

(2) 各分野の指導的地位への女性の参画について

資料2 滋賀県における各分野の指導的地位への女性の参画状況

資料3 各分野の指導的地位への女性の参画に向けた取組事例

(3) その他

資料4 今後の滋賀県における男女共同参画の推進に向けて

4 議事概要

(1) 平成29年度年次報告について

資料1に基づき、事務局から説明。

- (会長) 子ども・家庭相談センターの相談件数(P22)について、夫等の暴力の件数が平成28年度以降半減している理由は何か。
- (事務局) 当項目に限らず相談件数全体にばらつきが見られるが、平成27年度から28年度にかけて集計方法を変更したことによるもの。
件数はすべて延べ件数で、平成27年度までは本人から相談を受けた市町の相談員からの相談も含めていたが、平成28年度以降は本人からの相談のみを計上することとした。
- (会長) 所定内給与額(P17)の男女差だけでなく、今後は年収による比較も検討されたい。年収は、ボーナスや残業手当なども含まれ、より実態を反映していると思われる。年収の比較では、おそらく男女差がさらに拡大するものと考ええる。
- (委員) 平成29年度の男女参画センターの相談実績(P21)で特に件数が多い「心の健康問題」とは、そもそもどのようなものか。夫婦や家族の問題等別に項目が挙げられている問題に起因するもの以外に女性の抱える課題としてどのようなものがあるのか気になった。

- (事務局) 心の健康問題の相談事例としては、本人の精神的疾患による不安感を訴えるケース、DVや家族問題、自分自身の生育歴に起因してうつ状態に陥っているケース、子供の時からの性的虐待が原因で心の問題を抱えているケースといったものが挙げられる。医療機関での受療者や他の相談機関にも相談している相談者が多い。
- (委員) 心の健康問題に関する相談は、男女共同参画センターだけでは解決しにくい問題が多いように思うが、専門機関や市町等との連携は図られているのか。障害者施設を運営している立場で、障害福祉サービスの利用者は男性が多く、女性は家庭内にとどまり、支援を利用していないケースが多いのではないかと感じている。適切な機関で必要な支援を受けることにより、労働に繋がり、前向きに生活できるケースもたくさんあると思う。
- (事務局) おっしゃるとおり、相談を受けて関係機関につなげることも男女共同参画センターの重要な機能と考えており、連携に努めている。作業所や市町の福祉、当センターとそれぞれの機能をうまく組み合わせて利用しておられる方も多いと聞いている。
- (委員) 週60時間以上就業している割合(P25)について、対策を検討する観点からは、特に長時間労働が問題となっている職業に焦点を絞って統計を取ることが望ましいと考える。例えば、昨今長時間労働が問題になっている学校の先生は、これよりもかなり大きな数字になると思う。その多くが公務員でもあり、県として今後対策を考えていく必要があるかと思う。
- (委員) 男女共同参画センターの機能の充実(P34)の観点で、県内各地から利用があるのか。同様の参画センターがある市町からの利用状況や女性の自治会の代表・副代表の割合(P11)が0%の地域からの利用状況はどうか。
- (事務局) 地域別の利用者数は明確に把握していない。女性の代表、副代表が少ない地域に対する啓発についても考えていきたい。
- (事務局) 男女共同参画センターでは、自ら行う男女共同参画・女性活躍に関する講座・研修以外に、貸館や図書資料室の運営も行っており、これらについても年間数万人の利用がある。貸館等の利用者に対しても、掲示やセンター資料の配布、利用団体への説明等を通じて、男女共同参画センターの拠点機能の啓発・広報に取り組んでいる。
- (委員) 女性が代表また副代表である自治体の割合(P11)については、地域的な偏りが顕著。人口流入が激しい南部の地域で女性が多く、人の出入りの少ない湖北・湖東地域では男性中心の傾向が残っているというイメージでとらえて差し支えないか。
- (事務局) 湖北や甲賀、東近江などは、流出超過でもあり、地域性もあって、まだ女性が上に立つのが難しいのではないか。
- (会長) 再び男女共同参画センターの相談の件数(P21)について、心の健康に関する平成27年度と29年度の男性の相談件数が特に多いが、何か働きかけがあ

ったのか。昨今関西圏を中心に、各地で男性相談の取組が始まっているところだが、滋賀県でも相談件数が増加しているのか。

(事務局) 働きかけというほどではないが、男性の相談も受け付けていることについては以前から情報発信している。件数増加については、特定のリピーターの反復利用による影響もあると思う。

(委員) 男性の相談は男性の相談員が受けているのか。

(事務局) 男女共同参画センターでは3名の相談員のうち1名が男性。男性の相談者で男性の相談員を指名する方もあれば、特に性別にこだわらない方もあり、それぞれだが、傾向としては男性相談員が対応している比率が高い。

(事務局) 男女共同参画センターでは、男女共同参画推進条例制定時から男女双方の相談に取り組んでおり、県内で唯一男性の相談を受け付けるセンターとしてPRも行っている。男性にとっては男性相談員の方が相談しやすいことも多々あるものと思われるので、個別の相談者のニーズに合わせて対応を行っている。

(委員) 学齢期の子育てにおいては、さまざまな相談機関に行く前に、まず最初に学校に来られるケースが多いが、相談に来るのは圧倒的に母親。母親がひとりで悩んで参ってしまうケースも多く、学校現場では母親に負担が集中している現状を感じている。必ず父親にもいっしょに相談に来てもらうよう声かけをしている。

(委員) 父親自身が参加したいと思っても、会社が男性の有給取得を認めない雰囲気があると感じる。学齢期の子どもを持つ身として、父親も子供のことで仕事を休める社会風土をつくっていく必要があると痛感する。

また、滋賀県の女性活躍推進企業認証制度（P41）について、一つ星や二つ星を取得済みの企業に対して、三つ星へのステップアップに向けた働きかけなどは行っているのか。

(事務局) 三つ星の取得に向けては、各社女性の管理職を30%以上とする項目の達成が難しく、会社側の女性の人材育成の部分が課題かと考えている。

当課としても、更新等の手続に当たってステップアップに向けたアドバイスを行うなど、三つ星企業誕生に向けた働きかけに取り組んでいるが、さらにステップアップに向けたフォローに力を入れたい。

(2) 各分野の指導的地位への女性の参画について

資料2, 3に基づき、事務局から説明。

(委員) 女性活躍推進認証企業に対するメリットが少し弱いと思う。例えば、建設工事入札制度への優遇では、建設工事関連以外の企業にはあまりメリットがない。すべての企業にチャンスがある何かしらの施策を打ち出していただければと思う。

また、女性の活躍を推進している企業に対する直接的な支援策は何か検討し

ているのか。女性の役員となると非常にハードルも高いが、役員登用への支援金やそういった人材を育成することに対する助成は、企業感覚からすると非常に魅力的。ぜひ滋賀県でもこういった施策を検討いただきたい。

(事務局) 認証企業に対していかにメリットを付与するかは大きな課題と認識。検討を進めるため、今夏認証企業を対象にアンケート調査を行った。その結果、PR効果に期待を寄せる企業が最も多かった。

今年度試験的に、保育所探しに先立って内定が得られる就職のマッチングを行った「保活直前！お仕事探し応援ウィーク」事業の中では、認証企業を対象とした面接会を実施したところ。来年度の実施に当たっては、予算措置が前提にはなるが、さらに企業側にメリットを付与できる方法を検討したいと考えている。

(委員) 青少年向けの啓発（P31）の一環で作成している副読本の活用方法について伺いたい。

大人になってから考え方を変えることは難しく、子供が育っていく土壌の中に男女共同参画を埋め込んでいく教育は非常に大事だと思っている。

制作サイドとして県の他部署のDVD作成に携わったことがあるが、自分の子どもの授業では使用されておらず、非常に残念に思った。作成と併せて、活用方法に関する出前講座や説明会を実施するなど、複合的な形で進めていただきたいと考えるが、どうか。

また、PTA活動をしていると、圧倒的に女性の参画が多い。女性の方が子供や学校を理由に仕事の都合をつけやすく、同じことを男性がするのはなかなか難しいのが実態だと思う。一方、自治会の会長には確かに女性が少ないが、現状を考え合わせると、自治会が男性にとって地域活動で活躍できる場となっている一面もあると思う。

(事務局) 副読本の活用については毎年アンケートを実施しているが、その中で映像データがあれば授業で活用しやすいとの意見をいただいたことを受け、昨年度から中学生・高校生向けそれぞれ映像データを作成し、併せて配布して活用していただいている。

子供たちだけでなく、例えばPTAや地域の自治会での学習会にも使っただけのような内容とすることも考えているところ。

(委員) 滋賀県の副読本は、対象児童各個人に配布され、記入式にするなど、授業で使いやすいよう工夫されており、学校現場で活用させていただいている。活用の機会をとらえて、保護者向けに少しプラスして配布することで、大人向けの活用も図れるのでは。

(事務局) 男女共同参画センターでは毎年教職員向けの参画講座を実施しており、今年はその中で、活用方法について編集委員の先生から説明する機会を設けた。さまざまな方法で活用率のアップを図っていきたい。

(会長) 年間の教科学習時間などの制度的制約や、教育委員会の独立性など、県や市

町の立場から教育にタッチしにくい部分があるのは事実。県の実施する教職員向けの研修の部分で関与していくことは可能かと思う。

(委員) 知人の湖南省市のコワーキングスペース運営者が、近隣の中学校と連携して、そのコワーキングスペースに中学生を招き、フリーランスの利用者と交流する授業を行ったことがある。利用者たちは、中学生を前に、それぞれ自分の仕事や地方で仕事をするなどについて語り、自身も参加したが、中学生はとても興味を持ってくれた。親以外の大人と関わる機会は非常に貴重だと実感している。特に女性活躍推進認証企業などでは取組も進んでいることから、地元の学校と関わる機会を持つことにより、子供たちもより地元の企業や地域に魅力を感じるのではないか。

また、女性活躍推進企業認証制度について、さきほどのアンケートのみではたして企業のニーズが酌み取れたと言えるのか気になる。企業側の伝えたいことが十分伝わっているのか。

(会長) 京都ウィメンズベースの取組は、京都府、京都市、労働局、経済団体、労働組合が10年ほど前に一緒になってワークライフバランスから取り組み始めたもの。経済の分野では、経済団体を巻き込むことが重要ではないかと思う。地域の分野では、県内でのばらつきが大きいことを見据えてどういう女性活躍の見取り図を作るかが重要になってくると思う。

(3) その他について

資料4に基づき、事務局から説明。

(委員) 地域格差がデータで示されているが、市町などの地域と経過を共有して課題を分析し、仮説を立てて検証していくという作業が見えず、結果だけしか見えない。パンフレットなどの啓発媒体はたくさんあるが、みんなで取り組んでいく姿勢が見えない。市町や地域の関係者などを巻き込んで取り組まないと、なかなか底上げにつながらないと思う。それぞれの課題を明確にして、具体的にひとつずつ潰していかない限り進まない。

(委員) 長浜市在住者として、自治会の会長等の実態が不詳となっている点について、2つぐらい原因が考えられると思う。1つ目として、役員の名義が世帯主(夫)であるにもかかわらず、実際に参加するのは妻というケースがよくある。名義も実際に活動する方に統一することで解消される部分があるのでは。もう1つは、ずっと男性が役員をしてきているために、女性が手を挙げにくいという問題があるのかと思う。前例踏襲になっているところが多いのかと思うので、女性が入っていけるような制度を作るためにできることを考えていく必要があるかと思う。

(委員) キーワード例(P70)の中の「多様な選択に向けた学習・教育の充実」について、学生の実感として、大学においては十分ではないように思う。ライフ・キャリア教育の講義は確かにあったが、映像を見て終わるような内容のもの

もあった。

また、キーワード例の中の「科学技術・学術分野への参画促進」について、実態としてやはり人文系に女性が多い一方で、理系は男性が圧倒的に多い。教育を受ける側として、今後男女共同参画をさらに推進するに当たって、これらの取組を強化していく必要があると感じる。

(委員)

自治会の役員等については、市の人員も不足する中、行政だけに任せることでもないので、民間からも一緒に地道に取り組んでいこうとは考えている。自治会の実際の活動はだいたい妻がしている。やはり役員も実際に活動している女性の名前にするべきだと思う。

(会長)

男女共同参画や女性の活躍を考えるには、生の声を聴くことが非常に重要だと思う。会社にしろ、教育の現場にしろ、生の声を聞いて必要なものを探り、行政がつなぎながら、具体的にプッシュできるようなことをしていく必要がある。生の実態がわからないまま進めてもなかなかうまくいかないし、そうした声をぶつけ合うことによって何か出てくることもあると思う。